

災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

浦安市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)は、甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における支援物資の受入、配送及び物資集積・搬送拠点の運営等に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という)を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、災害時において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び輸送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる浦安市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

- 2 甲は、浦安市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入れ及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、前条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を書式により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、支援物資の受入れ及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは書式により、乙に対し支援物資の受入れ及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資受入れ及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

2 乙は、要請に応じ第4条各号に規定する事項に従事する場合は、使用する車両にその旨を表示するよう努める。

(燃料の支援)

第6条 甲は、乙が協力業務を行う範囲において、乙が使用する車両への燃料等の優先供給に配慮するものとする。

(報告)

第7条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入れ及び配送業務を行った場合は、書式により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、書式により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

3 甲及び乙は、第4条及び前条第2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第8条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第9条 乙は、業務の実施に際し、事故等により損害が発生したときは、甲に対して書式により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

なお、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づいて業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了又は解除された後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連携)

第12条 甲及び乙は、本協定の実施に当たり、次の各号に定めるとおり、相互に連携を図るものとする。

- (1) 甲は、その主催する防災訓練に乙の参加の要請をすることができる。この場合において、乙は、甲から防災訓練参加の要請があった場合は、積極的に参加するものとする。
- (2) 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署及び連絡責任者を定め、相互に通知するものとする。
- (3) 本協定の実効性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

(協議)

第13条 本協定は、定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の30日前までに甲乙いずれからも何らの申出がないときは、期間満了の日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和4年3月18日

千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

甲 浦安市

浦安市長 内 田 悦 嗣

千葉県船橋市潮見町42番5号

乙 佐川急便株式会社 東関東支店

支店長 福 元 俊 朗